

あなたの国民年金

パート⑦



ねんきんななちゃん

年金額が 引き上げられました

平成9年度の全国消費者物価指数が前年に比べて1.8%上昇しましたので平成10年度分の年金額もこれにあわせて引き上げられました。

年金額表	9年度年金額	10年度年金額
老 齢 基 礎 年 金	785,500円	799,500円
障 害 基 礎 年 金 (1 級)	981,900円	999,400円
(2 級)	785,500円	799,500円
遺 族 基 礎 年 金 (妻と子一人の場合)	1,011,500円	1,029,500円

繰り上げ請求は慎重に!!

老齢基礎年金の請求は、原則として65歳からですが、希望により60歳から繰り上げ請求ができます。

○年齢によって減額されます。

60歳	463,710円	58%
61歳	519,675円	65%
62歳	575,640円	72%
63歳	639,600円	80%
64歳	711,555円	89%
65歳	799,500円	100%

- 請求をした時の率は生涯かわりません。
- 繰り上げ請求をした方は、65歳前に障害になっても障害基礎年金が受けられません。

問い合わせ
住民課
国保年金係
☎ (84) 1211
内線 156
157

老齢基礎年金の請求先

- | | | |
|-----------------------------------|---|--|
| 国民年金期間だけの方 | → | 役 場 |
| 国民年金と厚生年金期間のある方 | → | 佐原社会保険事務所 |
| 国民年金と厚生年金期間のある方で
現在勤めている方 | → | 会社の所在地の社会保険事務所 |
| 国民年金と共済組合期間のある方で
現在共済組合に勤めている方 | → | 勤め先の共済組合 |
| 国民年金と厚生年金・共済組合期間
があり最後に国民年金の方 | → | 国民年金 → 佐原社会保険事務所
厚生年金 →
共済組合 → 勤めていたところの
共済組合 |